

第9期 和寒町高齢者保健福祉計画・和寒町介護保険事業計画 -概要版-

計画の策定について

計画の位置づけ

老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

計画の期間

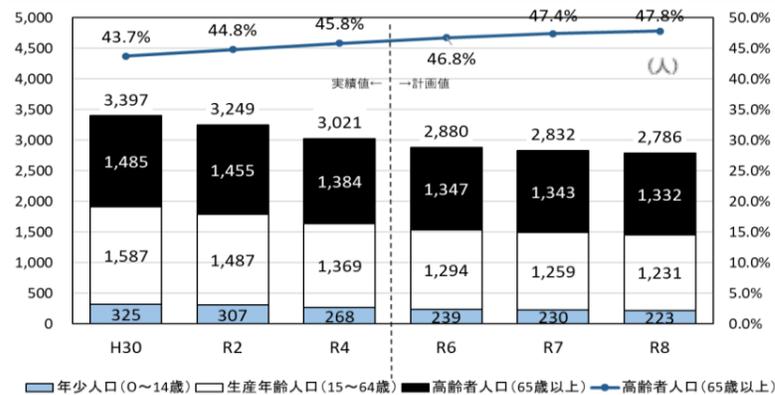
令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

「第8期和寒町高齢者保健福祉計画・和寒町介護保険事業計画」（R3～R5）では『生きがいと安心・ふれあいのまち わっさむ』を基本理念として、地域による支え合いや介護保険等の各種サービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、本町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築をめざしてきました。

本計画では、第8期計画に引き続き、団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年度）を目前に控え、さらに団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年（2040年）を見据えた計画として、本町の高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組等について示すとともに、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進をめざして策定するものです。

高齢者を取り巻く状況

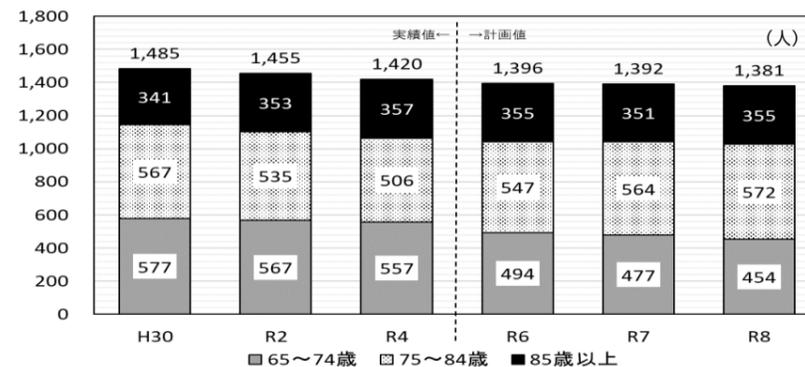
本町の人口は、年々減少しており、令和5年9月には2,928人となり、令和8年度には2,786人になると推計されます。介護サービス利用に伴い、安定的な財源の確保が必要となりますが、それを支える「現役世代」は減少することが推測されます。



人口の推移と将来推計

高齢者人口は、平成26年度以降減少していますが、人口に占める高齢者の比率は高まり、令和8年度には47.8%になると推計されます。

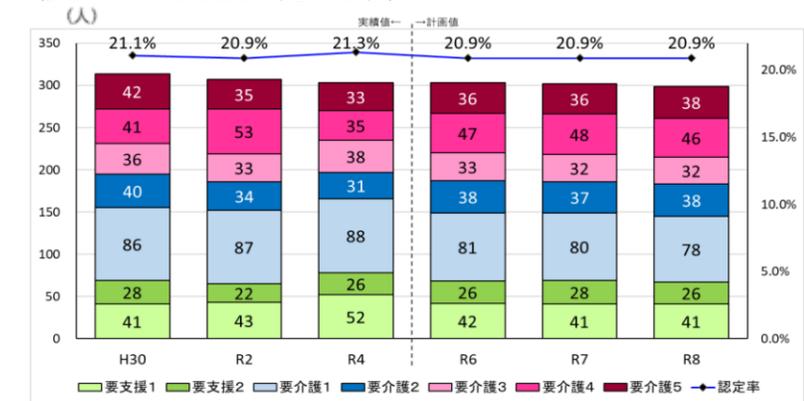
団塊世代の影響で75歳から85歳の人口は令和8年度にピークを迎え、その後減少に転じるものと推計されます。



要介護認定者数の推移と将来推計

人口（被保険者数）の減少に伴い、要介護（要支援）認定者数は緩やかに減少していくことが見込まれます。

認定率は、大きな変動は見られないため、今後も20%後半で推移していくものと予測されます。



介護に関する主な課題

生活支援サービスが充実した住まい（有料老人ホームなど）に移り住む方の増加

- ⇒ 町外施設の入所が増加傾向 施設所在地は旭川市が約7割
- ⇒ 在宅生活を支える「買い物」「調理」支援などの資源不足
- ⇒ 訪問介護などの居宅サービス利用回数の増加。居宅サービス給付費の増加

後期高齢者の増加に伴う介護予防・重度化防止

- ⇒ 要介護状態となる可能性の高い高齢者の早期発見、心身機能の維持
- ⇒ 歯科衛生士や理学療法士などによる専門性の高い介護予防事業の提供

介護人材の安定的な確保

- ⇒ 高齢者の増加と現役世代の減少による介護人材不足
- ⇒ 身体的・精神的にハードなイメージ 他業種と比べ賃金が低い

ふくしのまちづくり基本構想の実現に向けた取り組み

- ⇒ 新たな福祉施設の整備支援
- ⇒ 在宅支援サービスの体制整備 共生型サービス事業の実施

令和6年度 主な介護報酬改正

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ◇ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組・医療と介護の連携の推進
- ◇ 看取りへの対応・感染症や災害への対応力向上
- ◇ 高齢者虐待防止の推進・認知症の対応力向上

2 自立支援・重度化防止に向けた対応

- ◇ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ◇ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進・科学的介護情報システムの活用

3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

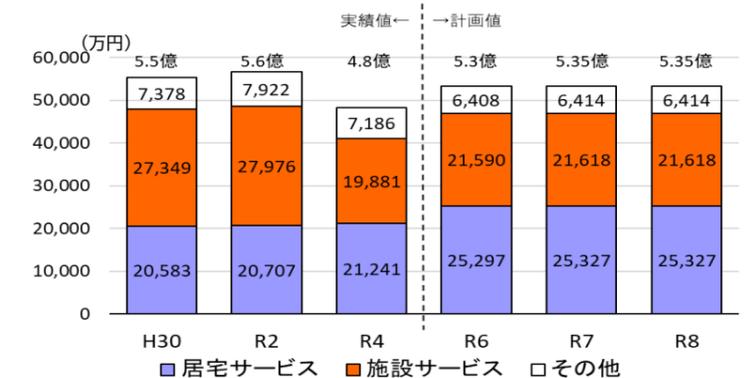
- ◇ 介護職員の処遇改善・生産性の向上等を通じた働きやすい職場づくり
- ◇ 効率的なサービス提供の推進

4 基本報酬の見直しなど（改定率：全体で+1.59%）

- ◇ 介護職員処遇改善分+0.98%、介護職員以外の処遇改善分+0.61%
- ◇ 介護事業所の運営規定の概要等の重要事項をウェブサイトへ掲載・公表の義務付け（令和7年度から）
- ◇ 基準費用額（居住費）が1日あたり60円引き上げ（令和6年8月から）

保険給付費の推計

介護保険の給付費（保険給付費+地域支援事業費）は、団塊世代が75歳以上となる令和7年を控え、令和6年度は5億3千万円、第9期計画期間の3年間では約16億円と見込まれます。



計画の基本理念・基本目標

基本理念 『生きがいと安心・ふれあいのまち わっさむ』

基本方針 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現



基本目標7 介護保険制度の円滑な実施

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 介護人材の確保と資質の向上
- (3) 業務の効率化
- (4) 介護給付等費用の適正化

主な施策

- 広報誌やお知らせ版、ホームページを活用した情報提供
- 地域包括支援センターの業務評価
- ケアラー・ヤングケアラーの相談窓口の周知、分野横断的な連携
- 介護従事者等確保推進事業
- 介護従事者等資格取得支援事業
- 外国人介護人材育成支援事業
- 介護給付費適正化事業の実施
- 地域密着型サービス事業所への実地指導 など



基本目標1 介護予防と健康づくりの推進

- (1) 一般介護予防事業の普及・啓発
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の利用促進
- (3) 健康づくりの推進
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (5) 感染症対策の推進

主な施策

- 高齢者実態把握 ○楽笑体操教室 ○口腔機能向上事業
- KDB(国保データベースシステム)を活用した地域の健康課題分析や個別訪問を必要とする対象者等の把握
- 介護予防、生活支援サービス(訪問型、通所型)
- 特定健診・後期高齢者健診・基本健康診査の受診勧奨
- 予防接種体制の整備と接種勧奨 など

基本目標2 生活支援サービスの充実

- (1) 在宅福祉サービスの充実
- (2) 生活支援コーディネーターの配置、協議体の開催
- (3) 地域ケア会議の充実
- (4) 災害に対する備え

主な施策

- 社会福祉協議会等との連携によるサービス提供の支援
- 緊急通報装置設置事業 ○お出かけハイヤー支援事業
- 介護サービス利用者負担軽減事業
- 在宅生活継続支援事業(配食事業者への配達費用一部補助)
- 地域課題を検討する地域ケア会議の開催
- 通院や買い物など日常生活を支える地域公共交通の維持
- 避難行動要支援者(災害時援護者)の把握と支援 など

基本目標3 総合的な認知症施策の推進

- (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (3) 認知症の人の介護者への支援
- (4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり
- (5) 権利擁護の推進

主な施策

- 認知症講演会の開催 ○認知症初期集中支援チームの活用
- 認知症サポーターの養成及び活動場所の充実
- チームオレンジの整備検討
- 虐待や孤独死の未然防止の推進
- 成年後見制度の広報啓発、専門家や他市町村との連携 など

基本目標4 医療と介護の連携

- (1) 在宅医療・介護の連携体制の強化
- (2) 広域的な連携
- (3) 救急医療体制の整備

主な施策

- 地域の医療・介護の資源の把握と情報公開
- 在宅医療・介護連携に向けた関係機関・他市町村との連携
- ケアに携わる多職種協働のための研修(ケアカフェ)支援
- 救急医療情報キットの普及、情報の更新
- 電話相談サービス「健康あんしんダイヤル24」 など

基本目標5 生きがいづくりと社会参加の促進

- (1) 老人クラブ活動の活性化
- (2) 高齢者の生きがいづくり
- (3) 高齢者の活躍の場の充実
- (4) 敬老事業

主な施策

- 老人クラブ連合会への活動支援 ○高齢者事業団の運営支援
- 「なごやかサロン支援事業」による地域活動支援
- にれの大樹祝い金

基本目標6 住み続けるための社会資源の整備

- (1) ユニバーサルデザインの推進
- (2) ふくしのまちづくり基本構想に基づく福祉施設の整備

主な施策

- ふくしのまちづくり事業推進補助
- 地域福祉事業スキルアップ業務委託
- 福祉施設整備事業補助



第9期介護保険料の設定

国では介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、所得段階を9段階から13段階に増やし、第1号被保険者間で高所得者から低所得者への所得再分配機能を強化しています

給付費の推計を基に、準備基金も活用し、第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料を計算すると、基準月額5,950円(8期同額)となります。

保険料基準月額

第8期:5,950円 ⇒ 第9期:5,950円



所得段階	対象者	保険料率	年額保険料	月額	
第1段階	本人非課税 世帯全員非課税	○生活保護を受けている者 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額 ×0.285	20,300円	1,691円
第2段階		○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の者	基準額 ×0.485	34,600円	2,883円
第3段階		○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の者	基準額 ×0.685	48,900円	4,075円
第4段階	世帯に課税 者有	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額 ×0.9	64,200円	5,350円
第5段階		○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階以外の者	基準額	71,400円	5,950円
第6段階	本人課税	○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.2	85,600円	7,133円
第7段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.3	92,800円	7,733円
第8段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	107,100円	8,925円
第9段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額 ×1.7	121,300円	10,108円
第10段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額 ×1.9	135,600円	11,300円
第11段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額 ×2.1	149,900円	12,491円
第12段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額 ×2.3	164,200円	13,683円
第13段階	○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が720万円以上の者	基準額 ×2.4	171,300円	14,275円	

※第1～第3段階は、低所得者軽減事業適用後の保険料率・保険料額